

鳥獣害、病虫害… 今一度 田んぼをご確認ください

あなたの水田に、鳥獣や病虫害などの被害が発生していませんか。

もしも被害が発生していたら、「損害評価野帳」を提出してください。



もしも被害が発生したら

被害は自己申告制です

- 基準収穫量の3割を超える減収かどうかを、ご自身で判断してください。
- 判断がつかない場合は、共済部長（改良組合長）や市・村の担当者に相談してください。
- 営農組合で共済に加入している場合は、営農組合から申告してください。

3割を超える被害と判断したら

- (1) 申告用紙となる「損害評価野帳」を入手してください。
損害評価野帳は、それぞれの地区の共済部長（改良組合長）、市・村の農政担当部署、またはNOSA Iひだにあります。
- (2) 「損害評価野帳」に必要事項を記入してください。
 - ① 「損害評価野帳」は、被害申告する水田1筆について1枚記入してください。
(水田1枚が合筆されている場合、合筆の1筆ごとに野帳に記入してください)
 - ② 太枠で囲まれた部分について記入してください。
 - ③ 被害水田の「位置図」は、目印になるものがあれば書き入れ、わかりやすく記入してください。
 - ④ 「被害表示の立札」は、風雨で飛ばされないようビニール袋などに入れ、被害水田の道路側で目につきやすい場所に立ててください。
- (3) 「損害評価野帳」を提出してください。
 - ① 必要事項を記入いただいた「損害評価野帳」は、それぞれの地区の共済部長（改良組合長）、市・村の農政担当部署、またはNOSA Iひだへ提出してください。
 - ② 「損害評価野帳」は、稲の刈り取り予定日2週間前までに早めの提出をお願いします。

注 意

- 「損害評価野帳」の提出が遅れると、現地被害調査が行えないため共済金の支払いができません。
- 調査のため実測（坪刈り）をすることがありますので、刈り取りが終わるまで「被害表示の立札」は、はずさないでください。
- 不適切な肥培管理、病虫害防除対策および獣害対策の不備等の場合、分割（免責）評価となり共済金の支払対象にならない場合があります。

水 稻 共 済

損害評価野帳の記入例と注意点

- 油性のボールペン等で記入してください。
- 品種名は、作付けしている品種を記入してください。
- 「災害の種類」は、『穂首いもち』・『イノシシ害』・『穂発芽』など具体的に記入してください。
- 「災害の種類」・「災害の発生日」が2つ以上ある場合は、すべて記入してください。
- 被害水田1筆につき、損害評価野帳を1枚書いてください。

☆今年の春先に提出していただいた「平成31年産水稻生産実施計画及び経営所得安定対策交付金等営農計画書兼水稻共済加入申込書兼変更届出書」の農家控えを見て記入していただくと簡単です。

平成31年産
水稻共済加入
申込書

平成31年産水稻生産実施計画及び経営所得安定対策交付金等営農計画書 兼 水稻共済加入申込書兼変更届出書

市町村名 高山市 組合等名 飛騨農業共済事務組合
 地区名 高山 大地区名 高山 電話番号 0577-35-0310
 農事改良組合名 下岡本 小地区名 下岡本
 地域協議会名 飛騨地域農業再生協議会 生産調整方針作成主体名 飛騨農業協同組合

506-0052 高山市下岡本町2115

共済 太郎 様

※押印の場合は加入申込となります。

経営形態	区分	引受方式	補償割合	選択金額順位	一筆半損特約	自動継続特約
1.個人	主食用米	1割	1筆	7割	1位	有・無
2.兼営農業	飼料用米					有・無
3.法人	1 米粉用米					有・無

耕地の番号	分筆番号	地名・地番 大字、字、集落地番	交付対象 農地区分	水田 (水はり) 面積	水稻作付 (引受) 面積	水稻以外の 作物作付 等面積	収量 等級	作物名又は 水稻品種名	自家消費 費該当	地権者氏名
1	1	ホラ 1022		6.00	6.00		18	コシヒカリ		
2	1	ノダ 2954-1		16.00	10.00		20	ヒトメレ		
2	2	ノダ 2954-1				6.00	20	その他野菜		

損害評価野帳

様式第21号 損害評価野帳(一筆方式) No. * * * * *

被害表示の立札 No. * * * * *

評価者印	評価地区	地区名 (改良組合名)	下岡本
評価年月日	組合員等コード	耕作者氏名	共済 太郎
災害の種類	耕地番号 分筆番号	耕地の 地名地番	ホラ1022
悉皆調査単収	kg 引受面積	a(7-ル)	6.0
肥地管理 分割割合	災害の種類	引受面積	6.0 a(7-ル)
	災害の発生日	種類別	穂首いもち、飼料用米、 米粉用米、小麦、六条大麦
分割理由	刈取予定日	品種名	コシヒカリ
判定	電話番号		0577-35-0310

取扱い注意 (1) 被害農家は太線枠内を記入し、「被害表示の立札」を切取線から切り取って、損害評価野帳は共済連絡員にすぐ届けてください。
 「被害表示の立札」は損害当日にまでに被害耕地のよく見える場所に立ててください。
 (2) 「災害の種類」は冠水、流失、冷害、干害、穂くいもち、イノシシ害等と具体的に書いてください。
 (3) この野帳を提出された耕地は、飛騨農業共済事務組合または、農業共済組合連合会が刈刈を実施することがありますから了承ください。

【お願い】
 損害評価のため、現地で被害状況を確認させていただきます。つきましては、被害が発生した耕地の場所がわかるように、左の枠内位置図(地図)を書いて提出してください。
 ④ 損害評価野帳は、1筆ごとに1枚提出してください。
 ⑤ 1枚の位置図に何筆かの被害耕地が記入できる場合は、記入された筆の野帳については、位置図の記入は必要ありません。

問合せ先：飛騨農業共済事務組合
 事業課 農産係
 電話 0577-35-0310

被害水田の場所がわかるように地図を描いてください。

損害評価野帳の右側を切り取り、被害水田に立ててください。

損害評価員による現地確認を行います。
日程調整が必要なため、刈取予定日の2週間前までには、提出してください。